



建設業許可申請の手引

令和5(2023)年度版

栃木県国土整備部監理課

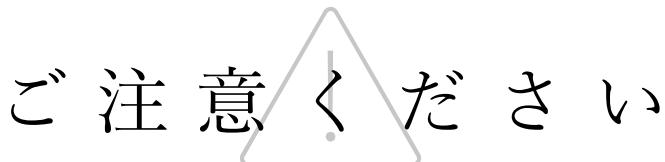
はじめに

この手引きは、栃木県知事の建設業許可を受けようとする方や変更届出書を提出する方に向けて、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続き、建設業者が遵守すべき義務などが簡潔にまとめられたものです。申請等にあたっては、法令の規定や趣旨を十分にご理解の上、この手引きをご参照になって手続きを行ってください。

手引きの内容は、栃木県知事の建設業許可を受けようとする方や、既に栃木県知事の建設業許可を受けている方を対象として作成されています。確認書類の扱いや申請の手順など、国土交通大臣許可や他の都道府県知事許可の場合とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。

なお、申請（届出）様式の記入漏れ・記入誤りや確認書類の不備などがある場合、申請（届出）書類を受け付けないことがあります。また、受付後に申請者の都合等により申請を取り下げる場合や、審査の結果不許可処分になった場合であっても、栃木県収入証紙による既納の審査手数料は原則として返還しません（栃木県手数料条例第7条）。

法令の改正等のため、本手引きは隨時見直しが行われています。最新情報については、栃木県ホームページまたは国土交通省ホームページをご確認ください。



重要な事実について記載しない、申請書類に虚偽の記載をする、虚偽の確認資料を添付するなど、「不正の手段」により建設業許可を受けたり変更届出書を提出したりした場合は、申請に対する不許可処分あるいは監督処分（許可の取り消し）が行われます（建設業法第29条第7項）。また、警察機関に告発・訴追の上刑事罰の対象となることがあります（同法第47条第1項第5号）。申請（届出）書類の作成にあたっては、申請者の事実実態が申請書類に十分かつ正確に反映されるよう慎重を期してください。

《令和4年度版手引きとの主な変更点》

1 提出部数の削減

建設業法施行細則（昭和43年7月16日栃木県規則第61号）の改正により、申請書・届出書の提出部数が下記のとおり変更されます。

正本：1部 → 正本：1部
副本：2部 副本：1部

なお、入力用は廃止されます。詳しくはP37をご参照ください。

2 新様式の追加

「参考資料6 役員等一覧表（照会用）」が県独自の新しい様式として追加されます。

この様式は、役員等が欠格要件に該当しないか行政庁が関係機関に照会する際に用いるものです。

以下の場合に必要な様式ですので、十分にご確認の上ご作成ください。

【許可申請】新規、業種追加等申請区分に関係なく、役員等の全員分が必要

【変更届出】役員等の就任・追加で、新たに追加された者のみが必要

なお、提出の対象者など詳しくはP62をご参照ください。

3 「株主（出資者）の追加・削除」に係る変更届出書における必須提出様式の追加

法人の株主または出資者について追加または削除があった場合に、様式第14号「株主調書」が必ず提出されることとなりました。

4 事業譲渡等の認可申請における必須提出様式等の追加

事業譲渡等による建設業の認可申請において、専任技術者は承継の前後で同一の人物を充てる運用としていましたが、令和5年度より、承継前とは異なる者を承継先の専任技術者として充てることもできることと運用を改めました。

これに伴い、下記に掲げる専任技術者に係る書類については（承継の前後で同一の専任技術者である場合でも）必ず提出されることとなりました。

【提出が必須の書類】

- ①様式第8号「専任技術者証明書」
- ②当該技術者の保有国家資格、実務経験に関する確認資料
(技術検定合格証や免状等、若しくは様式第9号「実務経験証明書」と契約書等による実務経験確認資料のセット、又はそれら両方)
- ③当該技術者の常勤性に関する確認資料